

Title	ウィリアム・ゴドウィン研究文献 (二)
Sub Title	William Godwin bibliography (2)
Author	白井, 厚
Publisher	慶應義塾経済学会
Publication year	1960
Jtitle	三田学会雑誌 (Keio journal of economics). Vol.53, No.1 (1960. 1) ,p.85(85)- 93(93)
JaLC DOI	10.14991/001.19600101-0085
Abstract	
Notes	資料
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00234610-19600101-0085

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

- Warschau, 20. August 1903. (S. 18)
- (e) Nr. 3 der Quellen; Geheimabkommen verschiedener europäischer Staaten zwecks einheitlicher Überwachung der „anarchistischen“ Bewegung. St. Petersburg, 1./14. März 1904. (S. 19)
- (f) Nr. 5 der Quellen; Aus den Polizeiberichten über die Arbeiterversammlungen in Berlin, 25 Januar. 1905. (SS. 22-23)
- (g) Nr. 6 der Quellen; Innenminister von Hammerstein an Wilhelm II. Berlin, 27. Januar.
- (h) Nr. 7 der Quellen; Der Polizeipräsident in Berlin an den Minister des Innern. Berlin, 29. Januar 1905. (S. 28)
- (i) Nr. 13 a der Quellen; Bericht über die Ereignisse bei den Arbeiterunruhen im Weichselgebiet. (S. 37)
- (j) Ebenda. (S. 37)
- (k) Ebenda. (S. 38)

- (l) Ebenda. (S. 39)
- (m) Nr. 13 b und c. (SS. 45-64)
- (n) Nr. 27 der Quellen; Aus dem „Zeitungsbericht des Regierungspräsidenten in Oppeln über die Monate Januar, Februar und März 1905“ an Wilhelm II. Oppeln, 12. Mai 1905.
- (o) Nr. 37 der Quellen; Der Regierungspräsident in Oppeln an den Minister des Innern, Oppeln, 30. Oktober 1905. (S. 115)
- (p) Nr. 45 der Quellen; Interpellation des Abgeordneten Goldstein in der II. Kammer des Sächs. Landtages. Dresden, 5. Dezember 1905. (S. 124)
- (q) Nr. 88 der Quellen; Auf der „Übersicht über die allgemeine Lage der sozialdemokratischen und anarchistischen Bewegung in der Zeit von der Mitte des Jahres 1905 bis zur Mitte des Jahres 1906, ausgearbeitet von Polizeipräsidentium in Berlin. (S. 234)

ウィリアム・ゴドウィン研究文献(二)

白井厚

IV 経済思想

ゴドウィンの経済思想は、その政治学と同じように、道徳哲学の一分枝である。彼は、経済問題をそれ自体としてではなく、道徳や政治と関連したものとして扱った。「政治的正義」の後の版が、H. S. ソールトやR. A. プレストンなど経済学者の観点から編集されたことは不幸であった。ゴドウィンを経済学者の判断に従わせることは明らかに不適當である。

経済学者が財産制度を与えられたものとしたのに対し、ゴドウィンはその制度の哲学的基礎をたずねた。彼は交換、需要、供給、価格などの問題を無視し、労働価値説を価格分析のためではなく、所有権の倫理的問題との関係において適用した。彼は、財産制度と政府、強制、刑罰などの害悪との関係を「最も一般的な原理において」検討しようとする。

彼の思想とロックとの関係は興味深い。もし、所有の限界として *perishability* を *use* に代え、貨幣と交換制度がなければ蓄積の

目的は失われるというロックの説を採ると、これは非常にゴドウィンに近い。かくして、余分なものを自発的に貧しい人々に与える個人的生産者というゴドウィンの社会の基礎が生まれよう。

ゴドウィンの三つの財産の段階は、ロックにその基礎を置き、*Smith* においてさらによく現われている。ゴドウィンはこれを体系的に論理的に整理した最初の人であろうし、後の社会主義に大きな影響を与えたのは、彼の明確な定式化であった。そこから、生存権と全労働取益権の間の宿命的な争いが生まれた。彼は生存権を根本的に優越させている。

財産論において、彼は聖書やスィフトの *Sermon on Mutual Subjection* に言及しているけれども、財産の蓄積に対する攻撃は「ガリバー旅行記」や「ユートピア」にも見出だせるし、またモレリイ、マブリー、プリンなど革命前のフランスの著作家にも非常に多くの例があった。だが彼の富に対する強力な攻撃の真の先駆はフランス人ではなくて、スコットランドの教授W. オウグルヴィイであ

ったようである。

ゴドウィンが経済よりは道徳的な問題を重視していることは、三つの重要な経済問題、分業、贅沢の価値、および人口問題に対する彼の態度において明瞭である。

経済学者達は分業を繁栄と進歩の源と考えたのに対し、ゴドウィンにとって、それは「怠惰な高慢な者共をますます飾り立てるために下層階級の勤勉を打ち延ばす」方策であった。彼は、分業という経済問題を、不平等という道徳的問題に置き換えている。

また、労働者の利益とならぬ単なる生産力の増大を斥けて、贅沢を非難した。彼はヒュームにならって、贅沢と、有益な改良すなわち「便宜品」とを区別している。経済学者たちにとって、人口制限は当然のことであったが、彼にとっては、それは労働者の生産物からの富者の控除によって人為的に下げられた賃金水準の結果であった。

最後に、ブレイルスファードなどの「彼は工場を見たことも資本について聞いたこともないような書きぶりだ」という非難に答えねばならない。第一に、彼は一般原理を扱っているので、工場制度と資本に対する攻撃は、財産権と分業論において行なわれており、その主な問題は機械によって生産力が増した時に労働者が取得する範囲である。もしもゴドウィンが、資本家の所有する機械を動かす労働によって生み出された財の価値を分析したならば、おそらく、機械による価値をその機械を作った労働に還元することによって、マル

クスのな方向にその労働価値説を發展させたであろう。第二に、ゴドウィンが工場を見たことがなかったということは考えられる。

W・P・ホルの指摘するように「發明による社会の変動は、大抵の所では一八一五年までは起らなかった。」このことは、一八一五年から一六年の間に、なぜ農業問題が「公衆、議會、新聞の注目を集めていた」か、なぜそれが一七九〇年代に彼とその同時代人の注目を集めていたかを説明する。社会不安を工場制度に対する反抗とする向きがあるけれども、一七九〇年から一八一五年にかけては、プロレタリアの反抗の温床となったのは、まだ家内工業が盛んなところであった。(アレクセイ)

V ゴドウィンと非国教派の伝統

ROGGEは、ゴドウィンの思想において最も特徴的なものはイギリス・プロテスタントイズムの伝統的遺産だといっている。これはある程度真実であるが、二つの点であまりに単純化している。第一に、イギリス・プロテスタントイズムの思想は全てが同一ではない。非国教派においてすらもさまざまな傾向がある。第二に、非国教派の思想に共通する要素を選んでみても、ゴドウィンを説明することは出来ない。彼はいろいろな、時には対立するいくつかの伝統を身につけている。彼が育った非国教派の中でも、彼に対する影響は一様ではない。彼の思想は、初期の信仰の影響であるのと同時に、それに対する反抗の結果でもある。

個人判断の権利の主張、教育の国家統制の拒否、独立した真理の

力の信仰、完全な誠実の擁護、平等の理論——これらは非国教派の

書物に繰り返されたテーマである。けれども、ウドハウス教授が示したように、ピュリタンの思想にはいくつかの派があり、内部で争っている。いろいろなピュリタンの団体が主張する自由と平等の範囲は「分離の原理」の程度によって違うので、単純に非国教派の伝統といえるような思想をもった同質的な団体は十八世紀には存在しない。

非国教派の人々が完全に一致する点は、個人判断の権利と義務、および国家統制への敵対心である。ピュリタンの個人主義は、選民と万民祭司の教義に基いている。この後者の理論は antinomianism (道徳律廃棄論、キリスト教を信する者は福音に示されている神の恵みの救済を受けるから道徳律から解放されると主張する信仰至上論) となりやすい。これを避けて、しかも個人的判断の完全な自由を保持するには三つの方法がある。

- (1) 個人的な理性が理解するプラトニックな永遠の真理を主張すること。これはイギリスのプラトン主義の伝統に属し、R. Price によって代表される。
- (2) 人間の心に書かれた「自然法の理論を受け容れること。これはストア的な自然法の伝統に属し、Kippis や Toulmin などの Whig Dissenters の多数によって代表される。
- (3) 人々の精神の働らきには共通性があるとする心理学の「自然法則」を主張すること。R. Robinson, D. Williams, Priestley

ウィリアム・ゴドウィン研究文献 (二)

などによって代表される感覚論心理学の経験主義的伝統。

興味深いことには、ゴドウィンはある時は絶対不変の真理に訴え、ある時は理性の法則に訴え、またある時は人間精神の法則に訴えるというように、道徳律廃棄論をこれら三つの全部を用いて避けられているのである。彼の個人主義が、プロテスタント的個人主義論理的帰結であるとするこの誤りは云うまでもない。

ゴドウィンは、結社や政治的立法的手段による問題の解決に反対して、非国教派の伝統と矛盾していた。非国教派のプライスだけが彼にプラトン主義を教えたのではなく、非国教派以外の個人主義思想も存在した。ギリシャ思想も考慮せねばならないし、政府のない社会についてのいろいろな人の考えも見落してはならない。ゴドウィンの思想の複雑さは、その全ての源をたずねて初めて理解されるので、彼の説の特徴をイギリス的と考えたルサンは、ゴドウィンが読書によって得たものを見過こし、フランス的と考えたグルは、ゴドウィンが伝統によって得たものを見落してしまったのである。

VI ゴドウィンの修正、その思想の發展
III 「政治的正義」の影響 省略

David Fleisher: William Godwin, A Study in Liberalism 1951.

Introduction

I Life and Work

II Political Justice: Fundamental Principles

III Political Justice: Supplementary Principles

IV After Political Justice: Later Thought

V Religious Views

VI Conclusion

Selected Reference Materials

Index

序論

1 人間が完全となる可能性を信じるゴドウィンの説は、フランス革命に刺戟されたイギリスの強力な改革運動の一つの表明である。この運動は、C. J. Fox に指導された議会のウィグ党の自由主義、Ed. Burke の「省察」に答える T. Paine; Rights of Man などの多数のパンフレット、および穩健な Friends of the People から戦闘的な London Corresponding Society に至るさまざまな改革団体の綱領や活動において表われている。その直接の影響は短いけれども、長い眼で見ると異常な衝動を社会観に与え、それは全世界にわたって社会を革新することとなった。

2 ゴドウィンは、人間が完全となる可能性を信じる多くの同時代人と同じように、心理学、倫理学、社会学においてもニュートンの法則のような不変の法則が存在すると信じていたばかりでなく、

プリーストリ、エルヴェンシュス、ドルバックなどの先輩の説とも一致していた。しかもこの法則に与えた彼の特殊な解釈は、彼の思想の獨創性を表わしている。

I 生涯と著作(省略)

II 「政治的正義」——基本的原理

1 ゴドウィンは、科学、芸術、哲学の發達に対して道德生活の貧しさに驚ろき、道德的、社会的進歩が可能であることを示し、その手段と形式を説明することをもって「政治的正義」の目的とした。

2 この目的を達成するために、彼は十八世紀の初めに完全可能性を信じた理論家が採ったいくつかの信念を用いた。すなわち、

a 人間の精神とは、連想と結び付いた感覺の産物以外の何物でもない。

b 人間の行為は、必然の原理によって支配される。

c 有徳な行為の規準は効用である。良い社会とは、個々人の行為が最大多数の幸福に貢献するような社会である。

これらは、プリーストリ、エルヴェンシュス、ドルバックも用いたところであるが、ゴドウィンの理解とは非常に相違する。

3 ゴドウィンは、ロックに従って本有觀念を否定した。「政治的正義」の後版は「出生前の印象と生まれつきの構造」の影響を論じ、それを認めるにも拘らず、生後の多様な印象がそれを抹消すると主張している。

環境を形成する要素の中で、政府ほど強力なものはないから、今

日の道德的腐敗の責任は政府にある。

4 彼の説はエルヴェンシュス、ドルバックに似ているけれども、道德的腐敗の責任を政府に帰するところでは全く相違している。彼は「効用は道德的、政治的真理の唯一の基礎である」と宣言して、公然たる功利主義者であった。だが、彼の功利主義は非常に重要な点において、利己心を基礎とするエルヴェンシュス、ドルバックの説と相違している。彼は行為の結果ばかりでなく、その動機をも徳の規準に含めた。彼は利他心の實在を信じ、生涯利己説に対する攻撃を続け、シャフツベレイ、バトラー、ハチスン、ヒュームに従って、無私無欲な徳の実現を主張した。公益と私益を調和させるべき賞罰の配分を誤ったとするエルヴェンシュス、ドルバックの政府攻撃は、ゴドウィンの非難と同一たり得ない。

5 この問題を解く鍵となる、「政治的正義」の章句の要約。

一、悪徳とは行為に表われた過失に過ぎない。

二、精神はひとりで過失を早く見付けるように出来ている。

三、しかるに政府は、精神のこの働きを妨害する。

6 人間は決して悪いと思うものを選びはしない。悪徳というのは過失以外の何物でもない。これが完全可能性の論理的基礎である。真理は全能であるから人間は完全になり得る。これは、常に改善され、永遠に進歩する能力を意味する。

7 この樂觀的結論は、二つの非常に異なった仮説によって脅かされる。すなわち

一、行為は、人間が支配し得ない氣候のような環境上の条件によって大部分決定されるという仮説。

二、自由意志の仮説。

ゴドウィンはこの二つを次のように覆えそうとする。人間の歴史における自然要因の影響は認めるが、それは反省という偉大な作用に比べれば無にも等しい。また人間の自発的行為はその道德的判断によって生じ、それは必然的である。

8 真理が過失より強力であるにも拘らず悪徳が栄えた理由は、政府が過失の上に権力と永續性を与えるからである。

9 徳は精神の問題であり、自分自身によって達成されねばならない。政府は善への手段となることは出来ない。政府は道德的問題について既成の解答を与えるばかりでなく、それに甘んじるように強制する。宗教、法律。

10 政府の消滅だけで自然に道德が進歩すると誤解してはならない。彼は、過誤と悪徳は政府に先んじ、政府を發生させたことを認めている。人々がその精神を理性の統治のために完全に準備して初めて、現存の政府の束縛を断ち切れる。

11 政府は、さしあたり現在の理性や悪徳の状態によってわれわれに課せられた必要悪である。社会契約説は成立しない。政府は同意ではなく力に依存し、より悪い権力を抑えるための権力手段としてのみ正当化される。

12 政府に対する激しい敵意はルソーが先鞭をつけている。政府

は社会悪を固定するという見解は両者に共通のものであった。

13 いかなる手段によって改革は達成されるべきか？ 革命ではない。もしも全国民が真にその政府の不正を確信したならば、これを変革するのに暴力の必要はない。ゴドウィンは「政治的正義」において大叛乱（一六四二—一六六〇）を非難している。（もともと、三〇年ほど後の *History of the Commonwealth* では、「リチャード一世の反対者達は自由のために戦った」。政府は「国民多数の感情に明らかに対立していた」ので、この時代ほど輝かしい時代はイギリス史上になかったといっている。）

政治的改革のための大きな結社組織はゴドウィンの反対するところとなった。彼はフランス革命初期のイギリスの政治結社を観察し、感情や力によって「不合理な意見の一致」が生まれることを経験した。 *Considerations on Lord Grenville's and Mr. Pitt's Bills* (1793) においては、「ロンドン通信協会の活動を非難している。数年後、旧教徒解放と結社法廃止を促進するためにアイルランドに協会を作ること」をシェリーが提案した時、ゴドウィンは盛んに手紙を書いて、このような組織の危険に対して重大な警告を与えている。

14 この長い過程の終局の社会目標は無政府であるが、過渡的段階は民主主義である。民主主義は全ての政府のうちで最も害悪が少くない。そしてそれはその範囲が小さく構成が簡単であろう。

15 不正な既成の財産制度は、理性と博愛の活動が社会全体に普

なく、家族的情愛が人類の幸福を増進させると考えたからである。

3. ゴドウィンの体系の礎石は理性であり、感情は重要視されていなかった。だがこの事は完全可能論の本質的な特徴であり、感情の強調は完全にはなされない。理性と感情についての再考慮は、一七九八年の日記、「政治的正義」三版に付けられた「諸原理の要約」にみられるけれども、それは理性と感情の基本的関係を變えるのではなく、ただ感情の方を強調しただけのものである。

4 一七九八年の日記で彼は知的完全可能論を修正したいと云った。 *Thoughts on Man, his Nature, Productions, and Discoveries* (1831) で後の考えを全て説明している。人間は肉体的精神的に特殊な性格を持って生まれ、それは特別な知的活動において卓越することを可能ならしめる。そこには知的な素質と限界というものがあり、人間は平等な知性を持って生まれるというエルヴエンウスの主張は正しくない。だがゴドウィンは、特別な場合を除けば、全ての人間は正しく導かれるならばその適した方向においてのびる才能を持っているということを確信していた。人間は無限な知的進歩が可能であるが、その分野は厳密に限られたものである。

5 道徳的完全可能論については、生まれた時の性格をやや重視するといえ、その基本的な主張を変えてはいない。

6 彼は、必然の真理は、いかに理論的には純粹に考えられていても、人間には基本的な根深い自由の感覚があるので、実践においては採用されないということを信じるに至った。

及することによって矯正され、文明生活の必需品、便宜品は、それを最も必要とするところに「自然と流れて行く」であろう。贅沢品は消滅し、労働時間は短縮する。全ての人は余暇を楽しみ、理性、徳、幸福がその時の秩序となろう。

Ⅲ 「政治的正義」——補足的原理

これらの基本的原理は、いくつかの補足的信条と結び付いている。すなわち、道徳的完全可能性とは別の、知的完全可能性。家族的情愛。感謝。約束。誠実。罪と罰。協同。結婚。不死。人口。

Ⅳ 「政治的正義」以後——後期の思想

1 「政治的正義」におけるゴドウィンの思想は、後にいくつかの決定的な変化を受けた。すなわち家族的情愛、感情の重要性（説の変更にいうよりは、力点の変化）、知的完全可能性、および必然論の実際の適用についてである。これらの変化の性質と重要性を考察し、さらにゴドウィンの断片的な見解が道徳的完全可能論に対して持つ意味と、 *History of the Commonwealth* が政治的進歩の条件についての彼の説に対して持つ意味を考えてみよう。

2 家族的情愛についての彼の態度が大きく変わったことは、一七九八年に妻の回想を出版した時から明らかになった。さらに、一七九九年の小説 *St. Leon* の序文では、「政治的正義」の見解を修正しなかったと卒直に述べている。彼は、家族的情愛は人間性の本質的な、不滅な部分で、行為の非常に強力な動機であり、徳の最高のものと考えるに至った。これは、徳についての考えが変ったのでは

7 *History of the Commonwealth* を書いた時、改革の手段について、ゴドウィンの心には共和派運動の見解と、政治的進歩の必要条件についての見解という二つの矛盾するものがあつた。だが彼は最も穏健な場合でも直接行動を擁護したわけではない。一八一九年には、自分を「原理において共和派だが行動においてはウィグ党」と云っている。

8 これらの変化の真の意味は、論理的な含意にあるのではなく、心理的な傾向の中にあるのである。厳密に論理的な見地からすれば、彼の体系は少しもその基本を変えていない。彼は「政治的正義」において徳と矛盾すると考えた家庭的情愛を、今や徳の最高の関心事とみなしたが、人類の幸福という徳の原理自体は不変である。彼は依然として功利説を固守した。また、動機における感情を重視したが、これは強調点を移しただけで、感情と理性の基本的関係を変えたのではない。第三に、彼は人間の知的完全可能性には重大な制限を加えたけれども、彼の主要な教義である道徳的完全可能性にはこのような制限を加えていない。最後に、彼は必然の理論はその全ての論理的結果において実際の感情や行為を導く原理となるのではないと信じるに至ったけれども、この特別の場合において理性が働かないのは、異常な環境のゆえであって、他の全ての場合には、合理的な確信が必ず行為の中に含まれていると考えた。

他方において、この変化の心理的傾向は体系の基礎を脅かす。以上の変化は、人間性の中には道徳的進歩の可能性を妨げるものはな

いという仮定、道徳的行為に導く理性の機能があるという仮定に疑問をもたせる。

ここから生まれる人間の概念は、「政治的正義」におけるものと非常に異なっている。この修正された人間概念の中に、ゴドウィンの変化の真の意味がある。

V 宗教的見解

1 ゴドウィンは二六歳までカルヴィン主義を信仰していたが、「自然の体系」を読んで理神論者となったという。しかしながら、理神論は全く異質的なもので、プリーストリの影響で五年間 Socialianism (ソシヤリスム) 教、十六世紀イタリアの Fanaticus Socius (狂熱的) を採った。そしてホルクロフトの影響によって、彼の懷疑は深まり、一七九一年に無神論者となった。

2 「政治的正義」を書いた時彼は無神論者であって、宗教の問題にふれた時にもキリスト神学についての立場を明らかにしたり体系的考察を加えたりはしなかった。そこでは宗教と政治の関係が主な問題で、彼は国教会は人間の合理的能力の発達に有害極まるものと攻撃した。「研究者」にも、宗教論はない。

しかしながら、彼が宗教問題を無視していたのではない。彼は一七九八年の日記に 'Two Dissertations on the Reasons and Tendency of Religious Opinion' という題の書物を書く計画を述べている。その第一論文は(1)世界の起源は人間の理解力を越えた問題であることを示し、(2)最後の審判の説を覆えし、(3)これまでの

あらゆる神学が不合理でばかばかしいことを強調し、その第二論文は、信仰一般、特に祈禱の有害な効果を扱はずであった。

彼は、キリスト神学は自己矛盾に満ち、経験に反し、無用の仮説であり、とりわけ人間悟性の健全さ、性格の強さ、精神の安らかさにさらうものだと考えたのである。

VI 結論

1 一つの致命的な欠陥が、ゴドウィンの体系の中心にある。人間の行為を支配する理性の力についての誇張された考え、理性に反する人間の性質における本来的、動物的力についての誤った評価。

理性以外の力は彼にとって明らかでなかった。そのような欠陥は、彼の時代の知的な傾向、一般的な歴史的な運動によって増した。完全可能性を信じる彼の先駆者達は、精神は単に感覚の産物であると見て、道徳上の素質を全く否認した。ゴドウィンはこれにソクラテスの学説を結び付け、人間の肉体を理性の影とする。

精神は生まれた時は白紙状態であるとする当時流行の信念がまた道徳問題に対するゴドウィンの極端な単純化に役立った。さらに、これと関連して重要な影響は、自然界の力に対する理性のあたかも神のごとき支配に人々が陶酔していることであった。もちろんこれは道徳の領域の成果ではないが、自然法則の発見による自然の支配は、人間と社会の法則を発見することによって社会的環境を支配し得ると考えさせた。ゴドウィンの求めたものは、政治の原理を「不

動の基礎の上に置く」ような法則である。

最後に、彼はフランス革命時代の思想家を支配していた精神によって影響されていた。この時代の人々にとっては、一つの抵抗しがたい流れが押し寄せており、専制と特権と不寛容は一掃されつつあるように見えた。彼等は前途に知性によって照らされた素晴らしい眺望を仰ぎ、遠く楽園の金の塔を見たのである。ゴドウィンは彼等と共に、理性という巨人によって悪という小人を征服するという感動的ではあるが非現実的な夢を見た。

2 それでは、ゴドウィンの体系は過ぎ去った時代の風変わりな遺物に過ぎないのだろうか？ 歴史の興味を離れても、その欠点にも拘らず、それはおそろくわれわれに語りかける多くのものを持っているであろう。

時の流れは、ゴドウィンが教えた全ての利己的な境界を超越するヒューマニティへの奉仕の重要さをますます明らかにした。彼は、国家のどんな最高の善をもってしても個人のヒューマニティの侵害を償うことは出来ないし、神または人間（一般に認められても）のどんな最終的制裁もそれを正当化することは出来ないと言った。このような考えは彼の時代に必要であったし、今日でもその力を失っていない。

彼は、エルヴェンシュスとは異なって、人間の徳と幸福は真理と正義の自覚とに密接に結び付いていることを主張した。人間は自由に成長しなければならぬ——これが全ての人間慾求の最も基礎とな

るのである。

彼は、この自由が政治制度によって危険となるさまを驚くほどよく知っていた。彼は政府の構造を簡単にし、その権限を縮小することを唱えた。これは現代では困難であるが、ある種の権力の集中を緩和することは行なわれよう。

ゴドウィンは今日読んでも役に立つだろう——彼の体系の欠点は今日ではさらに明白ではあるが。彼の観察のあるものは鋭く、洞察は深い。その誤まりすらが、しばしば非常に示唆に富む。とりわけ、彼は文明の価値の確固たる支持者であった。彼が感じた危機感やその鋭さを学ぶことによって、われわれはなお人間社会の最高の理想に役立つことが出来よう。

* * *

ゴドウィンが非常な読書家であり、また独創的な思想家でもあって、単純な解釈を許さないという点ではいかなる研究者も一致している。だが概括すれば、プリースト리는ゴドウィンの基礎にあるプラトンの合理主義を強調して功利主義を拒み、一方フレイシャーは、啓蒙思想家の時代精神との結び付きを重視しているといえよう。次回において両説を検討し、その後の研究について述べる予定である。